

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年4月14日
【会社名】	株式会社エプロ
【英訳名】	EPCO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役グループCEO 岩崎 辰之
【本店の所在の場所】	東京都足立区千住仲町41番1号三井生命北千住ビル4階
【電話番号】	03(5244)6388(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役CFO 吉原 信一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都足立区千住仲町41番1号三井生命北千住ビル4階
【電話番号】	03(5244)6388(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役CFO 吉原 信一郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,002,000円 新株予約権の払込金額の総額に行使に際して出資される 財産の価額の合計額を合算した金額 165,347,000円 (注)1.本募集は、平成26年4月14日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を目的として新株予約権を発行するものであります。 2.新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	910個
発行価額の総額	2,002,000円
発行価格	本新株予約権 1個あたり2,200円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年4月30日から平成26年5月8日まで
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社エプロ 経営管理グループ
払込期日	平成26年5月16日
割当日	平成26年5月9日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 千住支店

- (注) 1 本新株予約権は、平成26年4月14日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
- 2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
- 3 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与を目的として行うものであり、当社の取締役、執行役員、従業員及び外部協力者に対して行うものであります。
- 4 本募集の対象となる者の概要は、以下のとおりであります。なお、対象となる者の人数及び新株予約権の発行数は上限を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

割当対象者の区分	人数	新株予約権の発行数
当社取締役及び執行役員	7名	510個
当社従業員	158名	310個
外部協力者	3名	90個
合計	168名	910個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の目的である株式の総数は、91,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。） ただし、付与株式数は、下記の(注)1の定めにより調整されることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。 行使価額は、1,795円とし、本新株予約権発行後、下記(注)2により調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	165,347,000円 (注) 下記(注)2により行使価額が調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加または減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1とする。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除した額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から平成32年3月31日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社エプコ 経営管理グループ 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 千住支店
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は、下記(1)又は(2)に定める決算期に当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された当社損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載の経常利益（適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。）が下記(1)又は(2)に掲げる条件を充たした場合、それぞれ定められた割合の個数を、当該条件を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた数とする。 (1) 平成27年12月期または平成28年12月期における有価証券報告書に記載される連結経常利益の金額が12億円を超過した場合、付与された新株予約権の50%が行使可能になる。 (2) 平成27年12月期乃至平成30年12月期のいずれかの期における有価証券報告書に記載される連結経常利益の金額が15億円を超過した場合、付与された新株予約権の100%が行使可能になる。 2 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員、監査役、従業員または外部協力者の地位にあることを要するものとする。 3 本新株予約権者が行使期間前から退職しておらず、かつ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、相続開始後1年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めると一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。 2 本新株予約権者が権利行使をする前に、別記、新株予約権の行使の条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。 3 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。）、株式交換または株式移転（以上を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法 新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて調整する。</p> <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法 組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記「新株予約権の行使時の払込金額」に準じて調整する。</p> <p>(4) 新株予約権を行使することができる期間 本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>(5) 新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 再編対象会社による新株予約権の取得事由 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本新株予約権の割当日の後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

2 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) また、本新株予約権の割当日の後、当社が1株当たりの時価を下回る価額で募集株式を発行(株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債を含む。)の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換(取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。)による場合を除く。)する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、前月末日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数に読み替えるものとする。

また、「1株当たりの時価」は、調整後行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

上記のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとする。

3 新株予約権証券の発行

新株予約権者の請求あるときに限り新株予約権証券を発行するものとする。

4 新株予約権の発行価額の算定理由

当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルートス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
165,347,000	2,000,000	163,347,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額ならびに発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の発行は、当社の取締役・執行役員・従業員の当社へのコミットメントを更に高めることで当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び、社外協力者に対して中長期的なインセンティブを持たせることにより当社グループ全体の事業推進やグローバル展開の拡大を図ることを目的としており、資金調達を主たる目的とはしておりません。また、資金の払込は新株予約権を付与された者の判断によるため、現時点ではその金額及びその時期を資金計画に織り込むことは困難であります。

従いまして、手取金は運転資本に充当する予定ではありますが、具体的な使途については、本新株予約権の行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	氏名	城口 洋平
	住所	英国ケンブリッジ州ケンブリッジ市
	職業の内容	システムエンジニア (Cambridge Energy data lab 所属)
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社普通株式を平成26年4月14日時点で3,700株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	システム開発業務の委託

a 割当予定先の概要	氏名	有田 一平
	住所	英国ケンブリッジ州ケンブリッジ市
	職業の内容	システムエンジニア (Cambridge Energy data lab 所属)
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社普通株式を平成26年4月14日時点で1,000株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	システム開発業務の委託

a 割当予定先の概要	氏名	白木 敦夫
	住所	英国ケンブリッジ州ケンブリッジ市
	職業の内容	システムエンジニア (Cambridge Energy data lab 所属)
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	システム開発業務の委託

c. 割当予定先の選定理由

現在、当社は、家庭向けの電力市場に対して様々なソフトサービスを提供するスマートエネルギー事業を重要な成長分野と位置付けております。そうした中、当社は昨年の夏より上記社外協力者と連携して、家庭の電力消費分析や行動経済予測等に関するシステム開発を実施しております。

当社は、上記社外協力者に対して中長期的なインセンティブを付与するために、ストックオプションとして新株予約権を有償で発行することを決定いたしました。また、当該決定は、当社グループ全体の事業推進やグローバル展開を加速させ、企業価値の向上や株主の皆様の利益向上に資するものと考えております。

d. 割り当てようとする株式の数

氏名	株式数(株)
城口 洋平	3,000
有田 一平	3,000
白木 敦夫	3,000

e. 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、新株予約権の払込に要する財産の存在につきまして、割当予定先の各氏と払込に支障がない旨を口頭により確認をしております。新株予約権の払込金額は各氏共に66,000円と少額であることから、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、エプコグループ行動規範において反社会的勢力との関係断絶に関する指針を定め、反社会的勢力とは一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。

本新株予約権の付与にあたり、当社は割当予定先である社外協力者3名に対し、日経テレコンを利用し過去の新聞記事の検索を行うとともに、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより反社会的勢力等との関わりを調査しました。その結果、割当予定先である社外協力者3名に反社会的勢力等との関わりを疑わせる結果はありませんでした。

また、当社は割当予定先である社外協力者3名に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、何らの関わりがないことを確認するとともに、各氏より反社会的勢力に該当しない旨の誓約書を入手しております。

2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先が、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げるものではありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使価額等の発行条件を決定するにあたっては、当社株式の流動性、株価水準、株価変動性等の諸要因を総合的に勘案しております。また、独立した第三者機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「算定機関」といいます。）に新株予約権の価格算定を依頼し、新株予約権に関する評価報告書を受領しております。

算定機関は、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、リスクフリーレート及び配当利回り等を勘案した上で、一般的に使用されている株式オプション価格算定モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の理論的価値を算定しております。

本新株予約権の発行は、当社の取締役及び執行役員・従業員の当社へのコミットメントを更に高めることで会社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び、社外協力者に対して中長期的なインセンティブを持たせることにより当社グループ全体の事業推進やグローバル展開の拡大を図ることを目的としております。これにより、当社の企業価値向上が見込まれることを勘案し、算定機関の評価結果も踏まえて、定量的・定性的に十分に総合的に検討いたしました。

また、新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の前取引日終値と同額に設定しております。取締役会決議日の前取引日終値を行使価額として採用いたしましたのは、最近3か月間の当社株価の変動が激しかったため、過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。当社取締役会は、前述のとおり算定機関による評価報告書を参考にし、当該行使価額を含む新株予約権の発行条件を勘案した結果、新株予約権の発行価額については、算定機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行には該当しないものと判断いたしました。

その結果、新株予約権の発行価格は、新株予約権を発行することによって得られる当社の経済的利益に見合うものであり、割当予定先に特に有利な条件ではないと判断いたしました。またなお、監査役3名全員からも、当社取締役から発行要項の内容の説明を受けるとともに、算定機関の算定結果及び上記の議論を踏まえ検討した結果、割当予定先に特に有利ではないと判断した旨の意見をしております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社普通株式の現在の発行済株式総数4,658,000株（議決権数44,672個）に対して、第三者割当による新株予約権の発行により発生する潜在株式数は91,000株（議決権数910個）であり、発行済株式数に対して最大で1.95%（総議決権数に対する割当2.00%、ただし、新株予約権の行使に際して当社が保有する自己株式189,273株（平成25年12月31日現在）より割り当てを行うことを前提としております。）の希薄化にすぎません。

本新株予約権の発行は、当社の取締役・執行役員・従業員の当社へのコミットメントを更に高めることにより当社の業績向上及び中長期的な企業価値向上に対する意欲・士気を高めること、及び、社外協力者に対して、中長期的なインセンティブを持たせることにより当社グループ全体の事業推進やグローバル展開の拡大を図ることを目的としており、これにより、当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存の株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本第三者割当による新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、既存の株主の皆様にとっても合理的であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議決 権数に対する 所有議決権数 の割合(%)
岩崎辰之	東京都足立区	1,142,000	25.56	1,142,000	25.05
パナソニック 株式会社	大阪市門真市大字門真1006 番地	694,000	15.54	694,000	15.23
株式会社LIXIL	東京都江東区大島2丁目1-1	440,000	9.85	440,000	9.65
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目 8-11	268,700	6.01	268,700	5.89
BBH FOR FIDELITY LOWPRICE STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内 2丁目7-1)	175,000	3.92	175,000	3.84
資産管理サービ ス信託銀行株式 会社	東京都中央区晴海1丁目 8-12	73,800	1.65	73,800	1.62
エプロ社員持株 会	東京都足立区千住仲町41-1 三井生命北千住ビル4階	44,300	0.99	44,300	0.97
山内 仁也	北海道札幌市中央区	42,500	0.95	42,500	0.93
UBS AG LONDON A/C IPB SE GREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	BAHNHOFSTRASSE 45, 8001 ZURICH, SWITZERLAND (東京都品川区東品川2丁目 3番14号)	40,000	0.90	40,000	0.88
日本マスター トラスト信託銀行 株式会社	東京都港区浜松町2丁目 11番3号	31,500	0.71	31,500	0.69
計		2,951,800	66.08	2,951,800	64.76

(注) 1. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

2. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年12月31日現在のものです。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当による新株予約権行使に係る新株式発行後の当社株式(単元未満株式及び自己株式を除きます。)に係る議決権数(45,582個)に対する割合です。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

第四部 組込情報の有価証券報告書（第24期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出後（平成26年3月31日提出）、本有価証券届出書提出日（平成26年4月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年4月14日現在）においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 最近の業績の概要について

第25期第一四半期連結累計期間（自平成26年1月1日 至平成26年3月31日）の業務の概要

第25期第一四半期連結累計期間（自平成26年1月1日 至平成26年3月31日）における売上高の見込みは以下のとおりであります。なお、下記の数値については決算処理確定前の暫定数値であり変動する可能性があります。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

売上高以外の指標につきましては、現時点で算出することは困難であり、記載を行うとかえって投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため記載しておりません。

売上高（百万円）	837
----------	-----

3. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第24期事業年度）提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年4月14日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その提出理由及び報告内容は以下のとおりであります。

平成26年4月1日提出の臨時報告書

1. 提出理由

当社は、平成26年3月28日開催の当社第24期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成26年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金30円：総額134,061,810円

ロ 効力発生日：平成26年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

目的の追加・変更

現行定款第2条につき事業目的を追加・変更する。

COO職の廃止

現行定款第20条につき、COO職を廃止する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 給排水設備工事、衛生設備工事の設計、監理、施工</p> <p>2. 電気設備工事に関する設計、監理、施工</p> <p>3. 冷暖房設備工事、空気調和設備工事の設計、監理、施工</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. <u>建設及び建築ならびにそれらに関する設備工事</u>の設計、監理、施工 (削除)</p> <p>(削除)</p>

4. <u>照明設備工事、信号設備工事、データ通信設備工事の設計、監理、施工</u>	(削除)
5. <u>ガス配管工事の設計、監理、施工</u>	(削除)
6. <u>屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、火災報知設備工事の設計、監理、施工</u>	(削除)
7. <u>エネルギー機器の設計、監理、施工</u>	(削除)

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
8. <u>上記各工事における品質管理ならびに品質保証業務</u>	2. <u>設備工事における品質管理ならびに品質保証業務</u>
9. <u>コールセンター及びデータセンターの企画、提供、運営</u>	3. <u>コールセンター及びデータセンターの企画、提供、運営</u>
10. <u>建築の設計、監理、施工</u>	(削除)
11. <u>上・下水道工事の設計、監理、施工</u>	(削除)
12. <u>設計関係のデータ管理・保管業務</u>	4. <u>設計関係のデータ管理・保管業務</u>
13. <u>建築及び建築設備に関するコンサルティング</u>	5. <u>建築及び建築設備に関するコンサルティング</u>
14. <u>コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、リース及び保守サービス</u>	6. <u>コンピュータに関するハードウェア・ソフトウェアの開発、製造、販売、リース及び保守サービス</u>
15. <u>給排水設備工事、衛生設備工事に関する部品、加工資材及び機器の販売</u>	7. <u>設備工事に関する部品、加工資材及び機器の販売</u>
16. <u>電気・ガス・水道等のエネルギー情報の収集と分析及び情報の提供</u>	8. <u>電気・ガス・水道等のエネルギー情報の収集と分析及び情報の提供</u>
17. <u>太陽電池・蓄電池・燃料電池等のエネルギー機器の制御と監視</u>	9. <u>太陽電池・蓄電池・燃料電池等のエネルギー機器の制御と監視</u>
18. <u>インターネットを利用した各種情報提供サービス業</u>	10. <u>インターネットを利用した各種情報提供サービス業</u>
19. <u>通信販売業務</u>	11. <u>通信販売業務</u>
20. <u>インターネットの代金決済システムの導入代行業</u>	12. <u>インターネットの代金決済システムの導入代行業</u>
21. <u>ホスティングサービスの企画、提供、運営</u>	13. <u>ホスティングサービスの企画、提供、運営</u>
22. <u>電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業</u>	14. <u>電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用並びにこれらの代理業</u>
23. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u>	15. <u>電気通信事業法に基づく電気通信事業</u>
24. <u>広告代理業</u>	16. <u>広告代理業</u>
25. <u>キャラクター商品、ゲーム機器、玩具及び遊具用具等の物品・ソフトウェアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営並びにこれらの仲介</u>	17. <u>キャラクター商品、ゲーム機器、玩具及び遊具用具等の物品・ソフトウェアの企画、開発、製造、制作、販売、賃貸、保守、管理、運営並びにこれらの仲介</u>
26. <u>前号に掲げる物品・ソフトウェアの輸出入及び輸出入代行業</u>	18. <u>前号に掲げる物品・ソフトウェアの輸出入及び輸出入代行業</u>
27. <u>無体財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、使用許諾、売買、譲渡、管理並びにこれらの仲介、代理業</u>	19. <u>無体財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、使用許諾、売買、譲渡、管理並びにこれらの仲介、代理業</u>
28. <u>労働者派遣事業法に定める派遣</u> (新設) (新設) (新設) (新設)	20. <u>労働者派遣事業法に定める派遣</u> 21. <u>特定規模電気事業</u> 22. <u>電力卸売り事業</u> 23. <u>電力小売り事業</u> 24. <u>再生可能エネルギーを利用した電力発電事業</u>
29. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	25. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>
第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役、グループCEO及びCOO)	第4章 取締役及び取締役会 (代表取締役及びグループCEO)
第20条 取締役会は、取締役の中から、代表取締役若干名を選定する。	第20条 (現行どおり)
2. 取締役会の決議により、代表取締役の中から当会社ならびに当会社の子会社から成る企業集団の最高経営責任者としてグループCEO1名を選定することができる。	2. (現行どおり)
3. <u>取締役会の決議により、代表取締役の中から当会社の最高執行責任者としてCOO1名を選定することができる。</u>	(削除)

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役に岩崎辰之、吉原信一郎及び磯部達を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役に勝又智水及び増田光利を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	33,555	11		(注)1	可決 99.9
第2号議案 定款一部変更の件	33,559	7		(注)2	可決 99.9
第3号議案 取締役3名選任の件					
岩崎 辰之	33,552	14		(注)3	可決 99.9
吉原 信一郎	33,550	16			可決 99.9
磯部 達	33,550	16			可決 99.9
第4号議案 監査役2名選任の件					
勝又 智水	33,409	157		(注)3	可決 99.5
増田 光利	33,548	18			可決 99.9

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第24期)	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日	平成26年 3月31日 関東財務局長に提出
---------	----------------	--------------------------------	--------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年3月31日

株式会社エプロ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢 野 貴 詳 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エプロの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エプロ及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エプロの平成25年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社エプロが平成25年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年3月31日

株式会社エプロ
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 齊 藤 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 矢 野 貴 詳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エプロの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エプロの平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

XBRLデータは監査の対象には含まれていません。